

三角西港世界文化遺産登録10周年記念 食と体験の創出事業委託に係る
公募型プロポーザル実施要項

I 事業の目的と業務の概要

1 目的

市の魅力ある食材をPRし付加価値を高めるとともに、世界文化遺産登録10周年を迎える「三角西港」をPRするイベント開催することで、本市を訪れるきっかけが生まれ、交流人口の拡大、市の魅力向上を図る。また本市の「滞在時間が少ない」という課題を解消するために、体験コンテンツの造成、既存の磨き上げを行うことで「宇城市」の観光目的の旅行者のモデルコースとして、さらなる経済効果を目指す足がかりとなる事業にする。イベントの中では三角西港10周年を記念する装飾や広報を行い、景観や歴史的価値を発信することで三角西港を通して、地域住民と観光客・訪問客が繋がり、にぎわいや新たなコミュニティが生まれる空間の創出を図る。

2 業務委託の概要

(1) 委託名

三角西港世界文化遺産登録10周年記念 食と体験の創出事業委託

(2) 委託内容

三角西港世界文化遺産登録10周年記念 食と体験の創出事業委託仕様書（以下「仕様書」）を満たす業務とし、受託者は下記アを十分に踏まえた上で、イを実施することとする。

ア 概要

(ア) コンセプト

a 食のイベントに係るバーベキュー等のセット開発・提供

世界文化遺産登録10周年を迎える三角西港は、かつては石炭を海外へ輸出する拠点として機能していた。その歴史やルーツに触れながら、地元の農家や漁師、生産者の意見を取り入れた素材の選定を行い、宇城市らしさを前面に押し出した、地元のこだわりが詰まったものを目指す。また飲食の体験を通して、三角西港の景観を楽しんでもらうことに重点をおく。

b 体験コンテンツの造成・既存の磨き上げ

市の滞在時間が少ないという課題を解決するために、三角西港を中心とした周遊を視野にいれる。また総じて次年度以降も継続して利用できるコンテンツを目指し、事業内でもアンケート等を行い、磨き上げを行う。

(イ) ターゲット

本事業は、食に関心のある30代から50代のファミリー層をメイン

ターゲットとして、インバウンド効果等も視野に入れ実施する。また、世界遺産三角西港を目的とする観光客も楽しめる企画にする。

イ 事業内容

- (ア) バーベキュー等のセット開発と関連イベントに関わる基本業務
- (イ) 体験コンテンツの造成・既存の磨上げ
- (ウ) 三角西港世界文化遺産登録10周年を記念した装飾
- (エ) PR 発信業務

(3) 提案内容等

別紙「業務委託仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年12月22日（月）までとする。

(5) 場所

名称：三角西港周辺

住所：熊本県宇城市三角町三角浦

(6) 諸条件

ア 運営費

3,000,000円を上限とする。(運営費には、業務において発生する事務費、消費税及び地方消費税を含む。※イベント時に提供する食材費を除く(試作費は可))

イ 参加徴収費

2,230,000円を上限とする。

(上記金額には、イベント提供時の食材費を含む必要経費、消費税及び地方消費税を含み参加人数によって変動する。(業務委託仕様書に詳細を記載))

ウ 事業完了予定

令和7年12月22日（月）(令和7年9月～10月にイベント開催予定)

3 プロポーザル実施スケジュール

項目	期日	資料
(1) プロポーザル参加者の公募及び参加申込受付関係書類の交付	令和7年5月22日(木)から 令和7年6月5日(木)まで	宇城市公式ホームページ (電子データ)
(2) 質問書提出	令和7年5月30日(金)午後1時まで	別紙1
(3) 質問書回答	令和7年6月4日(水)から	内容により早めに回答
(4) 参加申出書提出及び参加資格証明に係る書類	令和7年6月6日(金)午後5時まで	様式第1号 参考様式1
(5) 参加資格確認結果通知及び参加要請	令和7年6月11日(水)	様式第2号 様式第3号
(6) 提案書提出	令和7年6月17日(火)午後5時	様式第4号
(7) プレゼンテーション	令和7年6月25日(水)予定	
(8) 評価委員会による審査	令和7年6月25日(水)予定	
(9) 指名審査会結果報告	令和7年7月3日(木)予定	
(10) 受託候補者の決定	令和7年7月3日(木)予定	
(11) 結果通知書送付	令和7年7月7日(月)予定	様式第6号 様式第7号
(12) 契約に関する協議	令和7年7月上旬予定	
(13) 業務委託契約の締結	令和7年7月上旬	

※上記の日程は、都合により変更する場合がある。

4 各項目の事務手続き

(1) 事務の受付

ア プロポーザルに関する質問(別紙1)は、メールにより事務局へ提出する。

回答は市ホームページ上で行う。

イ プロポーザルに関する様式、提案書、見積書の受付は、郵送又は持参により事務局において行う。提案書・見積書はメールでも送付をすること。

ウ 受付時間は、午前9時から午後5時まで(土日、祝祭日を除く。)とする。

(2) 事務局

宇城市経済部商工観光課商工観光係(担当:大嶋・生田)

〒869-0592

熊本県宇城市松橋町大野85番地

TEL: 0964-32-1604(直通)

FAX: 0964-34-3558

E-mail: syokokankoka@city.uki.lg.jp

Ⅱ 資格要件等について

1 プロポーザル参加の要件

(1) 参加できる者は、業務委託を効率的かつ効果的に実施でき、次の要件を満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本市の競争入札参加を有している者で、「催事関係業務」の業務種別及び品目の登録をしていること。

ウ 宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱による指名停止期間中でないこと。

エ 官民間問わず、類似する業務の実績があること。

オ 国税及び都道府県税、市税において未納がないこと。

カ 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。

キ 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。

ク 本業務についての守秘義務を遵守できること。

ケ その他、市との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(2) 参加の要件を証明するために、参加申出書提出時に次の書類を提出すること。

ア 業務実績書（参考様式1）及び契約書類の写し

イ 国税及び都道府県税、市税において未納がないことの証明書

Ⅲ 提案書について

1 提案書の作成について

提案書は、次の提案課題に沿った内容とし、また仕様書及び関係法令に適合するように作成すること。

(1) 提案課題

課題項目	課題事項
1 提案内容	(1) 仕様書を反映した内容になっているか (2) ターゲット層への魅力を発信する機能を備えた提案 (3) 予算の範囲内での提案 (4) 体験コンテンツ造成の調整と企画力
2 業務実績	業務実績
3 プレゼンテーション	取組姿勢・信頼性
4 見積額	本業務委託の見積額（運営費と参加徴収費を明記すること）

(2) 提案書の規格

ア 提出する書類の規格はすべてA4横版（表現上の不都合がある場合はA3版も可）とし、様式第4号と合わせてデータをメールで提出。

イ 提案書は20ページ以内とする。

ウ 文書を補完するための写真、イラスト、イメージ図、図面は使用してよい。（着色・彩色可）

エ 提案は、PRしたいポイントや記載内容の理由、提案趣旨を明確に示すこと。

オ 審査過程において、提案内容を客観的かつ公平に審査するため、提案書の表紙のみに法人名を記載し、表紙以外には法人名を記載しないようにする。ただし、審査内容に係る料理人やその他関係者の名称は記載をすること。

(3) 提案書等の提出方法

ア 様式第4号、提案書・見積書は各1部を郵送又は持参にて提出をすること。また併せて syokokankoka@city.uki.lg.jp へメールで提出すること。

イ 提出期限日（令和7年6月17日（火））の午後5時までに必着とする。

(4) その他

ア 提出された企画書等は返却しない。

イ 提出期限に遅れた場合は失格とする。

ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合は失格とする。

エ 提案は1業者につき1案とする。

2 参加の辞退について

参加者は提案書の提出期限までに、本業務の提案への参加を辞退することができ。辞退する場合は、提案書提出意思確認書（様式第5号）」において提案書を提出しないとして提出し、その理由を記載した書面（A4版様式任意）を、事務局まで提出すること。

IV 審査について

1 審査方法

提出された提案書の内容等を確認し、次の項目を満たすものについて審査を行う。審査は三角西港世界文化遺産登録10周年記念 食と体験の創出事業委託プロポーザル評価委員会が行い、受託候補者を選定する。

なお、記載（提案）されていない項目及び事項については評価しないものとする。

(1) 提案書が提出されていること。

(2) 委託費（消費税及び地方消費税の額を含む。）が委託費限度額以下であること。

2 審査

評価委員は、評価基準を基に提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。

各評価委員の合計点数により基準点を満たすものの中から受託候補者を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額を除いた点数の高い者を受託候補者として選定する。なお、評価点が同点で、提案金額が同額である者が複数いる場合は、評価委員会委員長の評価で最高点の者を受託候補者として選定する。

提案者が6者以上の場合1次審査（書類審査）を行い、上位5者を選定するものとする。

提案者が5者以下の場合、1次審査を省略し、2次審査において企画提案書の審査・評価及びヒアリング等の実施・評価を実施する。

提案業者が1者のみのときも審査を行い基準点以上の場合は受託候補者として選定する。

(1) プレゼンテーションの具体的内容

ア 提案書の内容に関する補足説明

イ 提案書及びプレゼンテーションに対する評価委員会のヒアリング

ウ 開催日時・場所等については、別に決定し通知する。

エ 所要時間

プレゼンテーションとヒアリングを含めて30分程度【概ねの時間配分】

・プレゼンテーション及び補足説明20分程度

・ヒアリング10分程度

オ 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングに出席する提案者は2名以内とする。

カ O A機器の使用について

プレゼンテーション時にO A機器を使用する場合は、あらかじめ申出を行うこととする。ただし、事務局で準備できるものはスクリーン、プロジェクターのみとし、パソコン等は各自準備し持参することとする。

キ 法人名に関して

プレゼンテーション時には資料含め法人名を伏せ、事務局から指定の名称でプレゼンテーションを行うこと。

3 提案資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (2) 参加資格を有しない者が提出したとき。
- (3) 提出した書類等に虚偽の記載があるとき。
- (4) その他、評価委員会が不適格と認めたとき。

4 審査結果について

(1) 審査結果の通知

審査結果については、評価委員会終了後、参加者すべてに対して次のとおり通

知する。なお、ホームページ等での公表は宇城市プロポーザル方式実施取扱要綱に基づき行う。

ア 受託候補者として選定された者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。

イ 受託候補者として選定されなかった者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。

ウ 上記イの通知を受けた者は、その通知をした日から起算して5日以内（土日、祝祭日を除く）に、書面（A4版様式任意）により、宇城市に対して、その理由について説明を求めることができる。

エ 上記ウの受付場所は事務局とし、受付時間は午前9時から午後5時（土日、祝祭日を除く）までとする。

オ 上記ウに対する回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日以内（土日、祝祭日を除く）に行うものとする。

カ 受託候補者が契約の締結までに参加資格を満たさなくなった場合、IV-3に定める失格事項に該当することが判明した場合又はその他の理由において契約ができない場合は当該審査結果を取り消すこととする。

また、受託候補者は、契約が締結できないことが明らかになった時点で、速やかにその旨と理由を記載した書面（A4版様式任意）を、事務局まで持参すること。

キ 委託者は宇城市プロポーザル方式実施取扱要綱第17条に基づき、公募型プロポーザルの選定結果についてホームページ等で公表するものとする。

V 契約について

1 契約の手続きについて

- (1) 委託者と受託候補者は、当該業務仕様内容を協議し速やかに本業務のための契約を締結する。
- (2) 契約手続きは、宇城市契約事務取扱規則（平成17年宇城市規則第46号）の定めるところによる。

2 契約方法について

本業務実施に当たっての契約は、随意契約とする。

3 契約の保証について

受託候補者は、契約締結時までに、宇城市契約事務取扱規則第22条により契約保証金を納めなければならない。

VI その他の注意事項

1 提出書類の取扱いについて

- (1) 提出された書類等は、返還しない。
 - (2) 委託者は、提出された提案書について、選定及び選定結果以外の目的で無断使用しない。
 - (3) 提出された提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。
ただし、委託者が必要と認める場合には、無償で使用できるものとする。また、提出書類について、市民等から開示請求があった場合は、宇城市情報公開条例（平成17年宇城市条例第10号）に基づき、開示等を行う。
- 2 提出書類の作成及び提出に関する費用について
- 提出書類の作成及び提出、その他の提案協議に関する一切の費用については、委託者は負担しないものとする。
- 3 業務等の変更及び中止について
- (1) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力により、委託者は業務及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。
 - (2) 本契約締結までに前項の事態に至った場合、委託者は参加者に対して一切の責任を負わないものとする。
- 4 その他
- (1) 関係法令の遵守
受託者は、関係法令を遵守すること。
 - (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。
 - (3) 個人情報保護
受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
 - (4) 守秘義務
受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために利用できないこととする。また、委託業務終了後も同様とする。